

平成22年2月10日

各位

会社名 大日本印刷株式会社
代表者名 代表取締役社長 北島 義俊
(コード番号 7912 東証・大証第1部)
問合せ先 広報室長 神戸 好夫
(TEL: 03-5225-8220)

株式会社インテリジェント ウェイブ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

大日本印刷株式会社(以下「当社」といいます。)は、本日開催の取締役会において、株式会社インテリジェント ウェイブ(コード番号:4847 JASDAQ 以下「対象者」といいます。)株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成22年2月10日開催の取締役会において、株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」といいます。)に上場している対象者について、対象者との更なる関係強化を図るために、本公開買付けを実施することを決議いたしました。本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

また、対象者公表の平成22年2月10日付「大日本印刷株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」によると、対象者の取締役会は、本公開買付けの買付価格その他の条件、安定した株主関係の構築のメリット、当社と対象者との間に生じるシナジー等を総合的に考慮し、本公開買付けは対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資すると判断し、平成22年2月10日、本公開買付けに賛同する旨の決議を行うとともに、当社と対象者との間の関係強化の一環として、対象者の保有する自己株式16,618株(平成22年2月10日現在)全て(発行済株式総数の6.31%。小数点以下第三位を四捨五入)について、本公開買付けに応募することも併せて決議を行っています。なお、対象者によれば、対象者取締役会長の安達一彦氏は、対象者の筆頭株主であり、本公開買付けに応募する可能性もあるため、取引の公正性に万全を期す意味から、本公開買付けに関する全ての審議及び決議には参加していません。

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社グループは、「印刷事業」及び「清涼飲料事業」を行っております。このうち連結売上高の95.5%を占める印刷事業は、出版印刷、商業印刷、IPS（情報処理サービス）／ビジネスフォームを中心とした情報コミュニケーション部門、包装、住空間マテリアル、オプトマテリアル／産業資材を中心とした生活・産業部門、半導体用フォトマスクや液晶ディスプレイ用カラーフィルターを中心とするエレクトロニクス部門の3つの事業部門で構成されています。上記の情報コミュニケーション部門のIPS（情報処理サービス）／ビジネスフォーム事業分野では、ICカードを中心とした様々な製品・サービスを、いち早くまた広く市場に提供しております。さらには、情報のデジタル化と高度な情報システムが社会基盤となる中、ネットワーク化に対応したセキュリティ製品・サービスを提供し、使いやすいシステムで、より安心して情報管理を行いたいとする社会の要求に応えてまいりました。

一方で、対象者は、ネットワーク技術と金融システム、ネットワーク犯罪防止に特に強みをもつシステムインテグレーターとして事業を行っております。事業内容としては、クレジットカード会社や銀行の基幹システムに多様な様式のカード決済情報を変換して送るシステムを提供するカードビジネスのフロント事業、ネットワーク犯罪防止技術を核としたシステムソリューション事業並びにデジタル情報へのアクセスを管理するセキュリティシステム事業を行っております。

当社と対象者は、当社の持つICカードを使った機器や設備へのアクセスを管理するセキュリティ技術と、対象者の持つ情報へのアクセスを管理するセキュリティ技術の融合により、より強固なセキュリティサービスを提供するための業務提携を行っております。平成19年10月には、協同で金融機関を対象としたオフィスセキュリティのサービスを提供していくべく業務提携の発表を行った上で販売促進活動も協同で行い、その成果として、株式会社クレディセゾンの関西ユビキタス向けに統合セキュリティシステムを協同で開発し、平成20年9月に同社に提供いたしました。

さらに、当社と対象者は、当該業務提携の過程で、両社の製品やサービスの提供による協業効果に加え、対象者の持つ情報セキュリティ技術やシステムインテグレーション力などのリソースが、当社の新技術の開発や製品・サービスのラインアップ強化に有効であり、今後市場拡大が見込める分野として当社が注力するセキュリティビジネスの業容拡大に大きく寄与すると判断し、平成20年8月20日から平成20年9月18日にかけて、当社は対象者株式に対して公開買付けを実施いたしました。しかしながら、当該公開買付けにおいては、買付予定株数に上限及び下限を設定したこと等の要因により株券等の応募が少なく、結果的に応募株券等の総数が株式に換算した買付予定の下限に満たなかったため、応募株券等の全部の買付けを行わず、公開買付けは不成立となりました。

当該公開買付けの結果としての資本提携は実現しませんでした。その後も、当社と対象者は双方の企業価値向上を企図し、業務面での提携を進める等の様々な施策を実施してまいりました。具体的には、平成20年11月に対象者が、当社が提唱するICカードにおいて複数のメーカーが共有できるデータフォーマットを基本にしたオフィスセキュリティの導入促進とセキュリティログ

の運用支援サービスを行う組織（SSFC ビジネス推進部）を設置したことをはじめとして、平成 21 年 2 月には、セキュリティ事業の提携関係強化を目的に当社より対象者に対して従業員 1 名を派遣し、当該従業員は平成 21 年 3 月 1 日付で対象者の執行役員に就任いたしました。また、平成 21 年 5 月には、当社において対象者から人員の駐在を受け入れ、両社で協業しているセキュリティ事業の営業体制を一体化して、事業強化を実現しております。さらに、平成 21 年 10 月に対象者が開発した、オフィス文書をはじめとしたデータへのアクセス管理を行う新製品「EUCSecure」について、協同販売を開始しております。

このような業務提携の実施は一定の効果をあげておりますが、両社を取り巻く外部環境は依然として厳しく、当社と対象者の協働のもとで更なる企業価値の向上を図る施策が必要であるという共通認識から、平成 21 年 6 月頃から再び両社の間で資本提携を視野に入れた今後の事業戦略についての検討を進め、議論を重ねてまいりました。

その結果、当社と対象者は、双方の企業価値最大化を実現するためには、業務面のみならず、現状から更に踏み込んだ強固な提携関係の構築を可能とするべく、資本面を含めた提携が不可欠であるという結論に至りました。資本関係の構築方法については、第三者割当増資を含めた複数の方法を検討いたしました。対象者の株主に希釈化の影響を与えないこと及び一定規模の資本関係を構築することが重要であることから、公開買付けの方法によることが最適であると判断いたしました。

当社は、以上の理由から、対象者との間に一定の資本関係を構築することを目的とした本公開買付けを実施いたします。当社は平成 20 年 8 月 20 日から平成 20 年 9 月 18 日にかけて実施した公開買付けの結果を踏まえ、公開買付けに応募される全ての対象者の株主のご意向を尊重し、応募された全ての対象者の株券等を買付けるため、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に下限及び上限を定めないことといたしました。また、より多くの対象者株主の皆様に応募していただく機会を増やすため、公開買付け期間を平成 22 年 2 月 12 日から同年 4 月 2 日までの 35 営業日としております。

今後、当社と対象者は、対象者の持つネットワークやセキュリティの技術を更に発展させ、当社が提供しているインターネット上でのクレジット決済の本人認証サービスや、不正検知システムの ASP サービスなど、デジタルセキュリティ分野での業務拡大を行っていくほか、対象者の持つカード情報処理や金融機関へのシステムソリューションで培った技術を利用し、金融機関のバックオフィス業務やコンタクトセンターの運営等、ビジネスプロセスのアウトソーシングへの業務拡大を行ってまいります。さらに、将来的には対象者のシステムインテグレーション能力や運用力を最大限に活用し、セキュリティ周辺事業にとどまらず、当社グループ全体の IT 基盤提供力強化の重要な機能のひとつとして対象者を位置づけていきたいと考えております。

また、上記の施策を円滑かつ迅速に実現するべく、当社は、現時点において、本公開買付け後、当社と対象者との間で取締役派遣を含む人的関係の構築を更に進めることも視野に入れておりま

す。

なお、現時点において、本公開買付け後に対象者の株式を追加取得する予定はありません。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び財務的見地から公正である旨の意見書の取得

当社は本公開買付けにおける買付価格である1株あたり26,100円を決定するにあたり、フィナンシャルアドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）から受領した株式価値算定書（以下「算定書1」といいます。）及びプライスウォーターハウス・クーパーズ株式会社（以下「PwC」といいます。）から受領した株式価値算定書（以下「算定書2」といいます。）を参考にいたしました。

みずほ証券は対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者普通株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、「市場株価基準法」、「類似企業比較法」、「ディスカунテッド・キャッシュフロー（DCF）法」の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。算定書1によりますと、「市場株価基準法」では14,186円から15,894円、「類似企業比較法」では15,799円から19,430円、及び「DCF法」では24,584円から29,848円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。

「市場株価基準法」では、基準日を平成22年2月9日として、基準日終値、直近1ヶ月の終値の平均、直近3ヶ月の終値の平均及び直近6ヶ月の終値の平均を総合的に勘案し、1株当たりの株式価値の範囲を14,186円から15,894円までと分析しているとのことです。

「類似企業比較法」では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、株式時価総額等と財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を15,799円から19,430円までと分析しているとのことです。

「DCF法」では、対象者の事業計画、直近までの業績動向及び対象者より提出を受けた情報等をもとに対象者の事業活動によって生み出される将来のフリー・キャッシュ・フローを想定し、それらを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を24,584円から29,848円までと分析しているとのことです。

また、PwCは対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者普通株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、「市場株価基準方式」、「類似会社比準方式」及び「DCF方式」の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。算定書2によりますと、「市場株価基準方式」では14,186円から15,939円、「類似会社比準方式」では13,396円から15,986円、及び「DCF方式」では22,449円から30,090円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。

「市場株価基準方式」では、基準日を平成22年2月9日として、基準日の終値並びに基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値平均値並びに出来高加重平均値を総合的に勘案し、1株当たりの株式価値の範囲を14,186円から15,939円までと分析しているとのことです。

「類似会社比準方式」では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選

定し、株式時価総額等と財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を13,396円から15,986円までと分析しているとのことです。

「DCF方式」では、対象者の事業計画、直近までの業績動向及び対象者より提出を受けた情報等をもとに対象者の事業活動によって生み出される将来のフリー・キャッシュ・フローを想定し、それらを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を22,449円から30,090円までと分析しているとのことです。

当社は、本公開買付けにおける買付価格について、算定書1及び算定書2の算定結果を参考に、算定書1における算定結果の下限である14,186円から算定書1における算定結果の上限である29,848円のレンジの中で検討いたしました。さらに、対象者に対して行った財務面・法務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、過去の公開買付け事例において市場株価に対して付与されたプレミアムの水準、本公開買付け後における対象者の株式上場維持の方針等を総合的に勘案し、且つ、対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であるという判断の下、平成22年2月10日の当社取締役会において、本公開買付けにおける買付価格を1株あたり26,100円と決定いたしました。

なお、当社は、みずほ証券及びPwCより、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格が当社にとって財務的見地から公正である旨の意見書を受領しています。

また、本公開買付けにおける買付価格は、平成22年2月10日までの過去3ヶ月間のジャスダック証券取引所における対象者の終値の単純平均値14,655円（小数点以下四捨五入）に対して約78.10%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた価格であり、平成22年2月10日のジャスダック証券取引所における終値15,000円に対して74.00%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた価格であります。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに至る意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、当社及び対象者から独立した第三者である柳田国際法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、本公開買付けの諸手続きについて法的助言を受けております。

③ 対象者取締役会に出席した取締役全員による承認

対象者公表の平成22年2月10日付「大日本印刷株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」によると、対象者の取締役会は、本公開買付けの諸条件を慎重に検討した結果、本公開買付けの買付価格その他の条件、安定した株主関係の構築のメリット、当社と対象者との間に生じるシナジー等を総合的に考慮し、本公開買付けは対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資すると判断し、平成22年2月10日、本公開買付けに賛同する旨を出席取締役全員一致により決議するとともに、当社と対象者との間の関係強化の一環として、対象者の保有する自己株式16,618株（平成22年2月10日現在）全て（発行済株式総数の6.31%。小数点以下第三位を四捨五入）について、本公開買付けに応募することも併せて決議を行っています。なお、対象者によれば、対象者取締役会長の安達一

彦氏は、対象者の筆頭株主であり、本公開買付けに応募する可能性もあるため、取引の公正性に万全を期す意味から、本公開買付けに関する全ての審議及び決議には参加しておりません。

④ 買付け等の期間を比較的長期に設定

当社は、法令に定められた公開買付け期間の最低期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けに係る公開買付け期間を平成 22 年 2 月 12 日から同年 4 月 2 日までの 35 営業日としております。公開買付け期間を 35 営業日とすることで、より多くの対象者株主の皆様に応募していただく機会を増やすとともに、他の買付け者による買付け等の期間も付しており、もって本公開買付けにおける買付け価格の適正性を担保しております。

(4) 上場廃止となる見込み及びその理由

本公開買付けにおいて、当社は、買付けを行う対象者株式の数に上限を設定していないため、現在、ジャスダック証券取引所に上場している対象者株式は、本公開買付けの結果、対象者の株主数が 150 人未満になる（平成 21 年 6 月 30 日現在の株主数の合計は 15,336 人）若しくは、値付率が 20%を下回り、6 ヶ月以内に 20%以上にならない等のジャスダック証券取引所の上場廃止基準に抵触した場合、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。但し、対象者は、本公開買付け後も対象者株式をジャスダック証券取引所において上場維持させることを希望しており、また、当社におきましても、より多くの対象者株主に本公開買付けに応募いただきたいと考えておりますが、対象者株式を継続して保有される株主には、今後の対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を享受していただきたいと考えております。したがって、対象者の株式の上場を維持する方針は当社及び対象者において共通に認識されるところであり、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではありません。本公開買付けの結果により、対象者株式がジャスダック証券取引所の上場廃止基準に抵触するおそれがある場合には、対象者と上場廃止を回避するための方策について速やかに協議する予定です。

(5) 公開買付け者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

対象者は、平成 22 年 2 月 10 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っています。また、対象者は、同取締役会において、対象者の保有する自己株式 16,618 株（平成 22 年 2 月 10 日現在）全て（発行済株式総数の 6.31%。小数点以下第三位を四捨五入）について、本公開買付けに応募する旨の決議をしております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商 号	株式会社インテリジェント ウェイブ
② 事 業 内 容	ソフトウェアの開発販売、保守サービス及びハードウェアの仕入販売等

③ 設 立 年 月 日	昭和59年12月27日																									
④ 本 店 所 在 地	東京都中央区新川一丁目21番2号																									
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 山本 祥之																									
⑥ 資 本 金	843百万円 (平成21年12月31日)																									
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成21年12月31日現在)	<table border="0"> <tr> <td>安達 一彦</td> <td>11.51%</td> </tr> <tr> <td>ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505104</td> <td>6.04%</td> </tr> <tr> <td>(常任代理人 (株)みずほコーポレート銀行決済営業部)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溝田 元一</td> <td>2.13%</td> </tr> <tr> <td>インテリジェントウェイブ従業員持株会</td> <td>1.85%</td> </tr> <tr> <td>モルガンスタンリーアンドシーオーイン コーポレーティド</td> <td>1.76%</td> </tr> <tr> <td>(常任代理人 シティバンク銀行(株))</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本証券金融(株)</td> <td>1.07%</td> </tr> <tr> <td>日本生命保険相互会社</td> <td>0.91%</td> </tr> <tr> <td>西野 秀樹</td> <td>0.79%</td> </tr> <tr> <td>東京センチュリーリース(株)</td> <td>0.77%</td> </tr> <tr> <td>(株)三菱東京UFJ銀行</td> <td>0.76%</td> </tr> </table>		安達 一彦	11.51%	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505104	6.04%	(常任代理人 (株)みずほコーポレート銀行決済営業部)		溝田 元一	2.13%	インテリジェントウェイブ従業員持株会	1.85%	モルガンスタンリーアンドシーオーイン コーポレーティド	1.76%	(常任代理人 シティバンク銀行(株))		日本証券金融(株)	1.07%	日本生命保険相互会社	0.91%	西野 秀樹	0.79%	東京センチュリーリース(株)	0.77%	(株)三菱東京UFJ銀行	0.76%
安達 一彦	11.51%																									
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505104	6.04%																									
(常任代理人 (株)みずほコーポレート銀行決済営業部)																										
溝田 元一	2.13%																									
インテリジェントウェイブ従業員持株会	1.85%																									
モルガンスタンリーアンドシーオーイン コーポレーティド	1.76%																									
(常任代理人 シティバンク銀行(株))																										
日本証券金融(株)	1.07%																									
日本生命保険相互会社	0.91%																									
西野 秀樹	0.79%																									
東京センチュリーリース(株)	0.77%																									
(株)三菱東京UFJ銀行	0.76%																									
⑧ 買付者と対象者の関係	資 本 関 係	平成22年2月10日時点で、当社は対象者株式を1株保有しております。																								
	人 的 関 係	当社より対象者に対して従業員1名を派遣しており、当該従業員は平成21年3月1日付で対象者の執行役員に就任しております。また、現在、当社において対象者から人員の駐在を受け入れております。																								

取引関係	<p>当社と対象者は、当社の持つICカードを使った機器や設備へのアクセスを管理するセキュリティ技術と、対象者の持つ情報へのアクセスを管理するセキュリティ技術の融合により、より強固なセキュリティサービスを提供するための業務提携を行っております。平成20年11月には、当社と対象者の間で業務提携契約を締結しており、対象者が、当社が提唱するICカードにおいて複数のメーカーが共有できるデータフォーマットを基本にしたオフィスセキュリティの導入促進等を行う組織（SSFCビジネス推進部）を設置し、平成21年5月には、当社において対象者から人員の駐在を受け入れ、両社で協業しているセキュリティ事業の営業体制を一体化して、事業強化を実現しております。さらに、平成21年10月に対象者が開発した、オフィス文書をはじめとしたデータへのアクセス管理を行う新製品「EUCSecure」について、協同販売を開始しております。</p>
関連当事者への該当状況	<p>該当事項はありません。</p>

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成22年2月12日（金）から平成22年4月2日（金）まで（35営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金26,100円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付価格である1株あたり26,100円を決定するにあたり、フィナンシャルアドバイザーであるみずほ証券から受領した算定書1及びPwCから受領した算定

書2を参考にいたしました。

みずほ証券は対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者普通株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、「市場株価基準法」、「類似企業比較法」、「DCF法」の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。算定書1によりますと、「市場株価基準法」では14,186円から15,894円、「類似企業比較法」では15,799円から19,430円、及び「DCF法」では24,584円から29,848円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。

「市場株価基準法」では、基準日を平成22年2月9日として、基準日終値、直近1ヶ月の終値の平均、直近3ヶ月の終値の平均及び直近6ヶ月の終値の平均を総合的に勘案し、1株当たりの株式価値の範囲を14,186円から15,894円までと分析しているとのことです。

「類似企業比較法」では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、株式時価総額等と財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を15,799円から19,430円までと分析しているとのことです。

「DCF法」では、対象者の事業計画、直近までの業績動向及び対象者より提出を受けた情報等をもとに対象者の事業活動によって生み出される将来のフリー・キャッシュ・フローを想定し、それらを一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を24,584円から29,848円までと分析しているとのことです。

また、PwCは対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者普通株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、「市場株価基準方式」、「類似会社比準方式」及び「DCF方式」の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。算定書2によりますと、「市場株価基準方式」では14,186円から15,939円、「類似会社比準方式」では13,396円から15,986円、及び「DCF方式」では22,449円から30,090円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。

「市場株価基準方式」では、基準日を平成22年2月9日として、基準日の終値並びに基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値平均値並びに出来高加重平均値を総合的に勘案し、1株当たりの株式価値の範囲を14,186円から15,939円までと分析しているとのことです。

「類似会社比準方式」では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、株式時価総額等と財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を13,396円から15,986円までと分析しているとのことです。

「DCF方式」では、対象者の事業計画、直近までの業績動向及び対象者より提出を受けた情報等をもとに対象者の事業活動によって生み出される将来のフリー・キャッシュ・フローを想定し、それらを一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を22,449円から30,090円までと分析しているとのことです。

当社は、本公開買付けにおける買付価格について、算定書1及び算定書2の算定結果を参考に、算定書1における算定結果の下限である14,186円から算定書1における算定結果の上限である29,848円のレンジの中で検討いたしました。さらに、対象者に対して行った財務面・法務

面に関するデュー・ディリジェンスの結果、過去の公開買付け事例において市場株価に対して付与されたプレミアムの水準、本公開買付け後における対象者の株式上場維持の方針等を総合的に勘案し、且つ、対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であるという判断の下、平成22年2月10日の当社取締役会において、本公開買付けにおける買付価格を1株あたり26,100円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、平成22年2月10日までの過去3ヶ月間のジャスダック証券取引所における対象者の終値の単純平均値14,655円（小数点以下四捨五入）に対して約78.10%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた価格であり、平成22年2月10日のジャスダック証券取引所における終値15,000円に対して74.00%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた価格であります。

また、公開買付者は、対象者の株主名簿を閲覧するため、平成22年2月8日付で締結された株式譲渡契約書に基づき、対象者取締役会長の安達一彦氏から相対売買により、対象者株式1株を14,880円（平成22年2月5日の終値）で取得しています。

② 算定の経緯

（買付価格の決定に至る経緯について）

平成20年8月に、当社と対象者が企図した資本提携は実現しませんでした。その後も、当社と対象者は双方の企業価値向上を企図し、業務面での提携を進める等の様々な施策を実施してまいりました。具体的には、平成20年11月に対象者が、当社が提唱するICカードにおいて複数のメーカーが共有できるフォーマットを基本としたオフィスセキュリティの導入促進とセキュリティログの運用支援サービスを行う組織（SSFCビジネス推進部）を設置したことをはじめとして、平成21年2月には、セキュリティ事業の提携関係強化を目的に当社より対象者に対して従業員1名を派遣し、当該従業員は平成21年3月1日付で対象者の執行役員に就任いたしました。また、平成21年5月には、当社において対象者から人員の駐在を受け入れ、両社で協業しているセキュリティ事業の営業体制を一体化して、事業強化を実現しております。さらに、平成21年10月に対象者が開発した、オフィス文書をはじめとしたデータへのアクセス管理を行う新製品「EUCSecure」について、協同販売を開始しております。

このような業務提携の実施は一定の効果をあげておりますが、両社を取り巻く外部環境は依然として厳しく、当社と対象者の協働のもとで更なる企業価値の向上を図る施策が必要であるという共通認識から、平成21年6月頃から再び両社の間で資本提携も視野に入れた今後の事業戦略についての検討を進め、議論を重ねてまいりました。

その結果、当社と対象者は、双方の企業価値最大化を実現するためには、業務面のみならず、現状から更に踏み込んだ強固な提携関係の構築を可能とするべく、資本面を含めた提携が不可欠であるという結論に至りました。資本関係の構築方法については、第三者割当増資を含めた複数の方法を検討いたしました。対象者の株主に希釈化の影響を与えないこと及び一定規模

の資本関係を構築することが重要であることから、公開買付けの方法によることが最適であると判断いたしました。

当社は、以上の理由から、対象者との間に一定の資本関係を構築することを目的とした本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本公開買付けの買付価格を決定いたしました。

(独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び財務的見地から公正である旨の意見書の取得)

当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、みずほ証券より算定書1を、PwCより算定書2をそれぞれ平成22年2月9日付で取得しております。みずほ証券は対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者普通株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、「市場株価基準法」、「類似企業比較法」、「DCF法」の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。算定書1によりますと、市場株価基準法では14,186円から15,894円、類似企業比較法では15,799円から19,430円、及びDCF法では24,584円から29,848円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。

また、PwCは対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者普通株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、「市場株価基準方式」、「類似会社比準方式」、「DCF方式」の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。算定書2によりますと、市場株価基準方式では14,186円から15,939円、類似会社比準方式では13,396円から15,986円、及びDCF方式では22,449円から30,090円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。

当社は、本公開買付けにおける買付価格について、算定書1及び算定書2の算定結果を参考に、算定書1における算定結果の下限である14,186円から算定書1における算定結果の上限である29,848円のレンジの中で検討いたしました。さらに対象者に対して行った財務面・法務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、過去の公開買付け事例において市場株価に対して付与されたプレミアムの水準、本公開買付け後における対象者の株式上場維持の方針等を総合的に勘案し、且つ、対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であるという判断の下、平成22年2月10日の当社取締役会において、本公開買付けにおける買付価格を1株あたり26,100円と決定いたしました。

なお、当社は、みずほ証券及びPwCより、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格が当社にとって財務的見地から公正である旨の意見書を受領しています。

(独立した法律事務所からの助言)

当社は、本公開買付けに至る意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、当社及び対象者から独立した第三者である柳田国際法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、本公開買付けの諸手続きについて法的助言を受けております。

(対象者取締役会に出席した取締役全員による承認)

対象者公表の平成22年2月10日付「大日本印刷株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」によると、対象者の取締役会は、本公開買付けの諸条件を慎重に検討した結果、本公開買付けの買付価格その他の条件、安定した株主関係の構築のメリット、当社と対象者との間に生じるシナジー等を総合的に考慮し、本公開買付けは対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資すると判断し、平成22年2月10日、本公開買付けに賛同する旨を出席取締役全員一致により決議するとともに、当社と対象者との間の関係強化の一環として、対象者の保有する自己株式16,618株（平成22年2月10日現在）全て（発行済株式総数の6.31%。小数点以下第三位を四捨五入）について、本公開買付けに応募することも併せて決議を行っています。なお、対象者によれば、対象者取締役会長の安達一彦氏は、対象者の筆頭株主であり、本公開買付けに応募する可能性もあるため、取引の公正性に万全を期す意味から、本公開買付けに関する全ての審議及び決議には参加していません。

(買付け等の期間を比較的長期に設定)

当社は、法令に定められた公開買付期間の最低期間が20営業日であるところ、本公開買付けに係る公開買付期間を平成22年2月12日から同年4月2日までの35営業日としております。公開買付期間を35営業日とすることで、より多くの対象者株主の皆様に応募していただく機会を増やすとともに、他の買付者による買付け等の期間も付しており、もって本公開買付けにおける買付け価格の適正性を担保しております。

③ 算定機関との関係

みずほ証券及びPwCは、当社及び対象者のいずれの関連当事者にも該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	①株式に換算した買付 予定数	②株式に換算した買付 予定の下限	③株式に換算した買付 予定の上限
株券	263,399 株	— 株	— 株
新株予約権証券	— 株	— 株	— 株
新株予約権付社債券	— 株	— 株	— 株
株券等信託受益証券	— 株	— 株	— 株
株券等預託証券	— 株	— 株	— 株
合計	263,399 株	— 株	— 株

(注1) 当社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の13第4項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していませんので、買付予定数として、本公開買付けにより当社が買付け等を行う株券等の最大数である263,399株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成21年11月13日に提出した第27期第

1 四半期報告書に記載された平成21年11月13日現在の対象者の発行済株式総数（263,400株）から、平成22年2月10日現在において当社が保有する対象者の株式数（1株）を控除した数です。

（注3）対象者は、平成22年2月10日に開催された取締役会において、対象者の保有する自己株式16,618株（平成22年2月10日現在）全て（発行済株式総数の6.31%。小数点以下第三位を四捨五入）について、本公開買付けに応募する旨の決議をしております。

（6）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	1個	（買付け等前における株券等所有割合 0.00%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	（買付け等前における株券等所有割合 0.00%）
買付予定の株券等に係る議決権の数	263,399個	（買付け等後における株券等所有割合 100.00%）
対象者の総株主等の議決権の数	246,782個	

（注1）「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主等の議決権の数」を分母にしております。

（注2）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第27期第1四半期報告書（提出日：平成21年11月13日）に記載された平成21年6月30日現在の議決権の数です。但し、対象者が保有する自己株式についても本公開買付けの対象としておりますので、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては分母を、対象者の総株主等の議決権の数に対象者の保有する自己株式16,618株（平成22年2月10日現在）に係る議決権数（16,618個）を加えた263,400個として計算しております。

（注3）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

（7）買付代金 6,874,713,900円

（注）「買付代金」は、買付予定数（263,399株）に1株あたりの買付価格を乗じた金額です。

（8）決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
- | | |
|---------------------|-------------------|
| 大和証券キャピタル・マーケット株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |

- ② 決済の開始日
平成22年4月9日（金）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります）、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

該当事項はありません。

公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びブ乃至ソ、第3号イ乃至チ、第4号、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公開買付期間満了の日の前日までに、後記「4. その他」「(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報」「① 株券等の取得に関する許可等」記載の独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間が満了しない場合又は排除措置命令の事前通知がなされた場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受付をした公開買付代理人（復代理人にて応募受付をした場合には復代理人）の各本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主口座の状態にすることにより返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示方法

公開買付者は、法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その内容の変更等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成22年2月12日（金）

(11) 公開買付代理人

大和証券キャピタル・マーケット株式会社

大和証券株式会社（復代理人）

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

今後、当社と対象者は、対象者の持つネットワークやセキュリティの技術を更に発展させ、当社が提供しているインターネット上でのクレジット決済の本人認証サービスや、不正検知システムのASPサービスなど、デジタルセキュリティ分野での業務拡大を行っていくほか、対象者の持つカード情報処理や金融機関へのシステムソリューションで培った技術を利用し、金融機関のバックオフィス業務やコンタクトセンターの運営等、ビジネスプロセスのアウトソーシングへの業務拡大を行っていきます。さらに、将来的には対象者のシステムインテグレーション能力や運用力を最大限に活用し、セキュリティ周辺事業にとどまらず、当社グループ全体のIT基盤提供力強化の重要な機能のひとつとして対象者を位置づけていきたいと考えております。

また、上記の施策を円滑かつ迅速に実現するべく、当社は、現時点において、本公開買付け後、当社と対象者との間で取締役派遣を含む人的関係の構築を更に進めることも視野に入れております。

なお、現時点において、本公開買付け後に対象者の株式を追加取得する予定はありません。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる当社の連結業績及び単体業績への影響については、本公開買付けの結果を受けたのち、確定次第速やかに発表いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成22年2月10日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議を行うとともに、対象者の保有する自己株式16,618株（平成22年2月10日現在）全て（発行済株式総数の6.31%。小数点以下第三位を四捨五入）について、本公開買付けに応募することも併せて決議を行っています。なお、対象者取締役会長の安達一彦氏は、対象者の筆頭株主であり、本公開買付けに応募する可能性もあるため、取引の公正性に万全を期す意味から、本公開買付けに関する全ての審議及び決議には参加しておりません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 株券等の取得に関する許可等

当社は、日本国の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。その後の改正法を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画を公正取引委員会にあらかじめ届け出なければならず（以下当該届出を「事前届出」といいます。）、同条8項により事前届出受理の日から30日を経過するまでは対象者の株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会が排除措置命令を発令する場合には、予定する排除措置の内容をあらかじめ名宛人に通知しなければならず（以下「排除措置命令の事前通知」といいます。同法第49条第5項）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は一定の期間内（原則、事前届出が受理された日から30日間ですが、延長される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）に行うこととされています（同法第10条第9項）。

なお、他社の株式を取得しようとする者は、公正取引委員会に対して独占禁止法に照らして問題があるか否かについての事前相談（以下「事前相談」といいます。）の申し出を行うことも可能であり、この場合、公正取引委員会による審査の結果、独占禁止法上問題がなければ相談者に対しその旨の通知がなされることとなっています。

当社は、本件株式取得に関する事前相談を行っておらず、平成22年2月10日（水曜日）に公正取引委員会に対して事前届出を行っており、同日受理されております。したがって、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として平成22年3月12日（金曜日）の経過をもって満了する予定です。なお、措置期間及び取得禁止期間が満了した時は、当社は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本公開買付け届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

公開買付け期間満了の日の前日までに措置期間が満了しない場合又は排除措置命令の事前通知がなされた場合には、上記「2.買付け等の概要 (9) その他買付け等の条件及び方法 ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1

項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

② 対象者による平成22年6月期第2四半期決算短信の公表

対象者は、平成22年2月10日に、ジャスダック証券取引所において平成22年6月期第2四半期決算短信を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりですが、これらは、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

【損益の状況】

決算年月	平成22年6月期 (第27期) 第2四半期連結累計期間
売上高 (千円)	2,177,858
売上原価 (千円)	1,503,149
販売費及び一般管理費 (千円)	679,492
営業外収益 (千円)	9,051
営業外費用 (千円)	5,420
四半期純損益 (千円)	55,007

【1株当たりの状況】

決算年月	平成22年6月期 (第27期) 第2四半期
1株当たり四半期純損益 (円)	222.90
1株当たり配当額 (円)	0.00
1株当たり純資産額 (円)	16,385.06

- ※ このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身のご判断で申し込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に関してこれらに依拠することはできないものとします。
- ※ このプレスリリースには、対象者株式を取得した場合における事業展開の見通しを記載しておりますが、実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。
- ※ 国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの制限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、情報としての資料配布とみなされるものとします。

以 上